地域災害対策本部長・区役所連絡会　開催要綱

（目　的）

1. 区役所から地域災害対策本部へ情報提供を行うとともに、各地域災害対策本部相互の情報交換や情報共有を行うため、地域災害対策本部長・区役所連絡会（以下「連絡会」という）を開催する。

（構　成）

1. 連絡会は別表に掲げる職にあるものをもって構成する。

（幹　事）

1. この会に次の幹事をおく。

代表幹事　１名　　副代表幹事　２名

（職　務）

1. 代表幹事は、連絡会を代表し、会務を総括する。

２　副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときは、副代表幹事がその職を代理

　する。

（選　任）

1. 代表幹事は、地域災害対策本部長から互選により選任する。互選の方法は別紙のとおり

とする。

２ 副代表幹事は、代表幹事が選任し、メンバーの同意を得てこれを承認する。

（幹事の任期）

1. 代表幹事及び副代表幹事の任期は、２年とする。但し、再任を妨げない。

２　補欠により選任された幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

３　代表幹事及び副代表幹事の就任時の年齢は75歳未満とする。

（連絡会の招集）

1. 連絡会は、必要に応じ大正区長、または代表幹事が召集する。

２　原則、各地域災害対策本部長が出席する。但し各地域災害対策本部長が委任をした場合は

　代理出席も可能とする。

（議　長）

1. 連絡会の議長は、代表幹事とする。

（庶　務）

1. 連絡会の庶務は、大正区役所政策推進課が行う。

附則　この要綱は、令和２年７月９日から施行する。

別表１（第２条関係）

|  |
| --- |
| 名称 |
| 三軒家西地域災害対策本部長 |
| 三軒家東地域災害対策本部長 |
| 泉尾東地域災害対策本部長 |
| 泉尾北地域災害対策本部長 |
| 中泉尾地域災害対策本部長 |
| 北恩加島地域災害対策本部長 |
| 小林地域災害対策本部長 |
| 平尾地域災害対策本部長 |
| 南恩加島地域災害対策本部長 |
| 鶴町地域災害対策本部長 |
| 大正区長 |